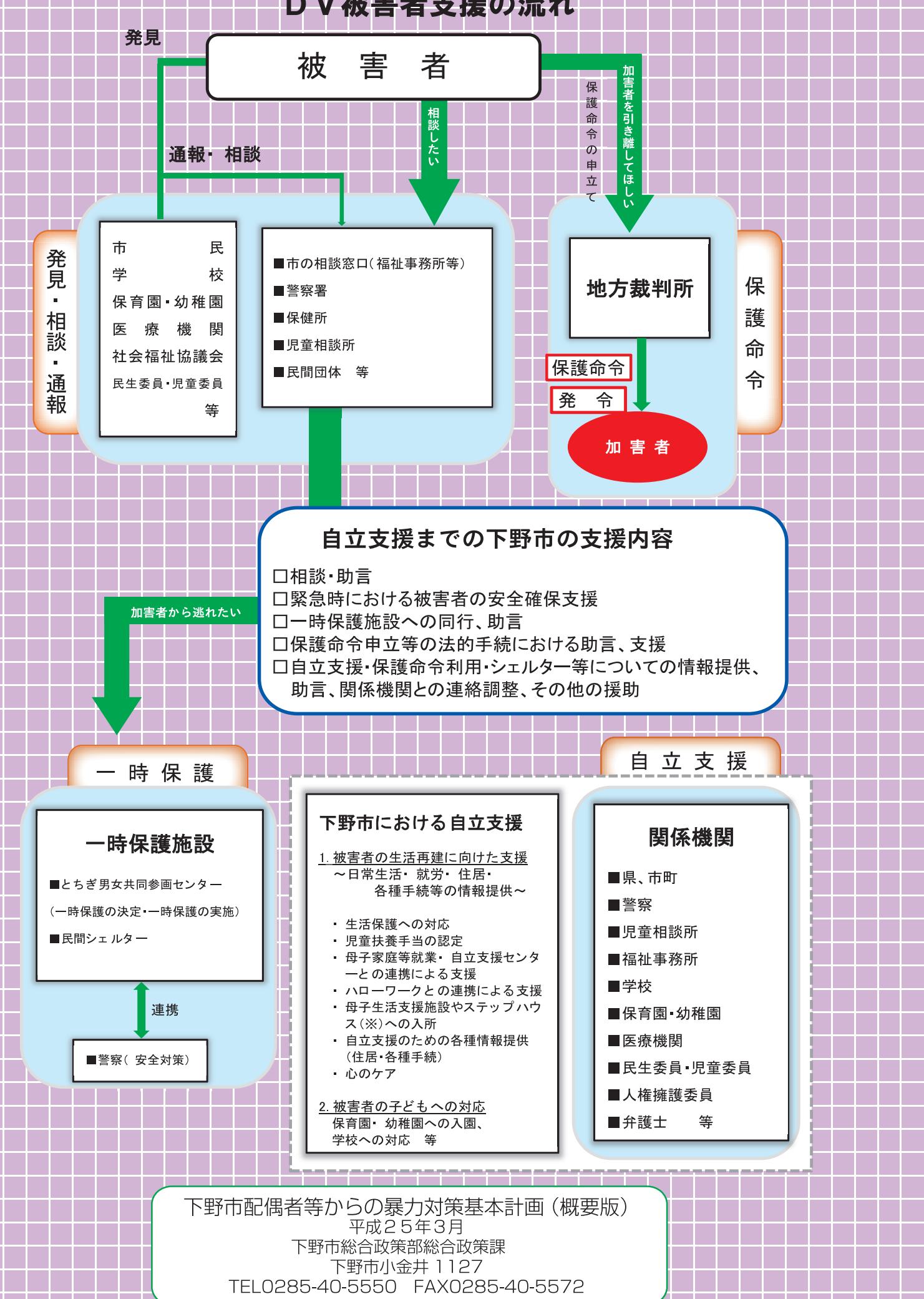
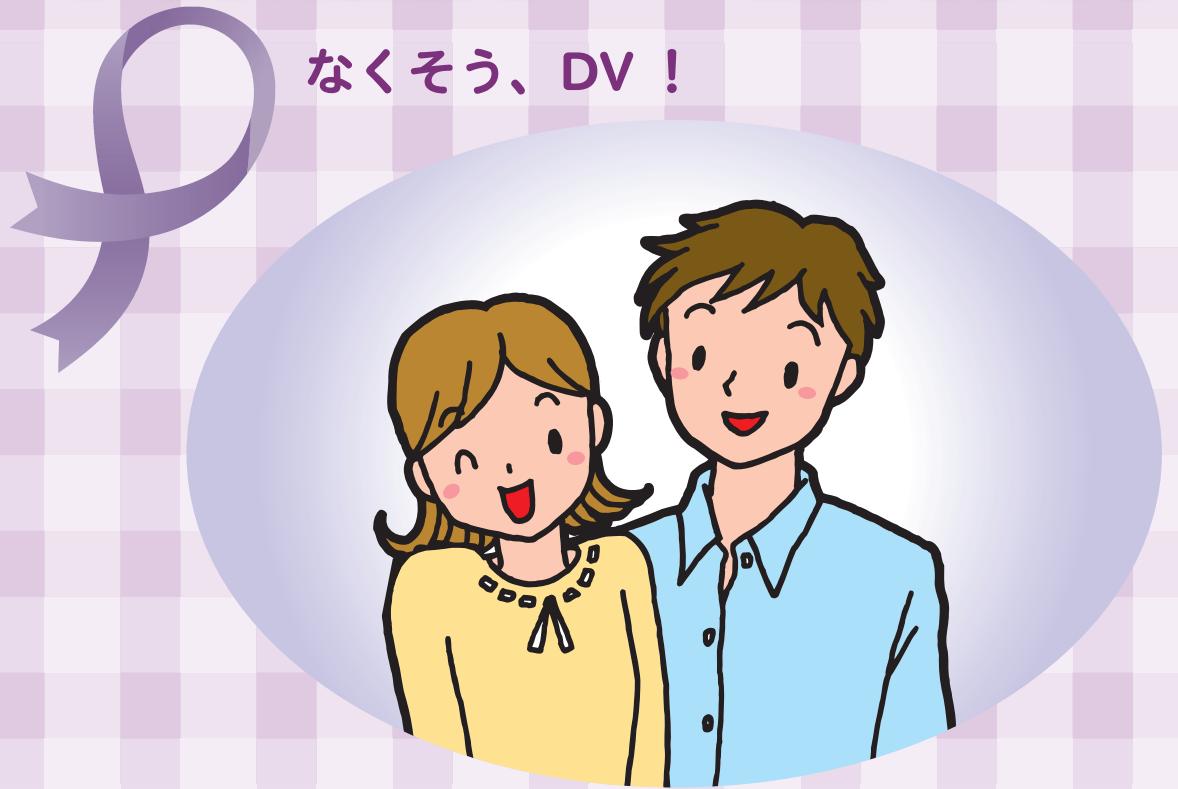


下野市配偶者等からの暴力対策基本計画



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは・・・

配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある者からふるわれる暴力のことをいいます。DVは、身体的暴力だけとは限りません。

・暴力の種類

身体的暴力

- ・なぐる、ける、つねる
 - ・物を投げつける
 - ・髪をつかみ引き回す
 - ・首を絞める
 - ・刃物をつきつける
- など

精神的暴力

- ・怒鳴る、おどす、ののしる
 - ・中傷する
 - ・無視する
 - ・過剰な嫉妬
 - ・行動を監視する
- など

経済的暴力

- ・生活費を家庭に入れない
 - ・家計を厳しく管理する
 - ・外で働くことを妨害する
 - ・貯金を勝手におろす
- など

社会的暴力

- ・実家や友人との付き合いを制限して独占しようとする
 - ・交友関係を監視する
- など

性的暴力

- ・性行為を強要する
 - ・避妊に協力しない
- など

「これってDV?」と思ったら、相談してください。

計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、深刻化しやすい特性があります。

下野市の窓口でも毎年一定数の相談が寄せられており、DVは身近な社会問題となっています。

平成19年7月に改正（平成20年1月施行）された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）では、DVの防止や被害者の自立支援が国や地方公共団体の責務であることが明確化され、基本計画の策定を市町村の努力義務としています。

下野市では、差別意識や無意識な慣習に根差す肉体的・精神的なすべての暴力の根絶のため、人権の尊重や暴力を許さない社会意識の醸成に向けた様々な取組を推進しています。これらを総合的・体系的にまとめ、さらに積極的な取組を推進し、「DVを許さない社会の実現」を目指し、「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画です。

また、栃木県が平成24年3月に策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を踏まえた内容としています。

計画の期間

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

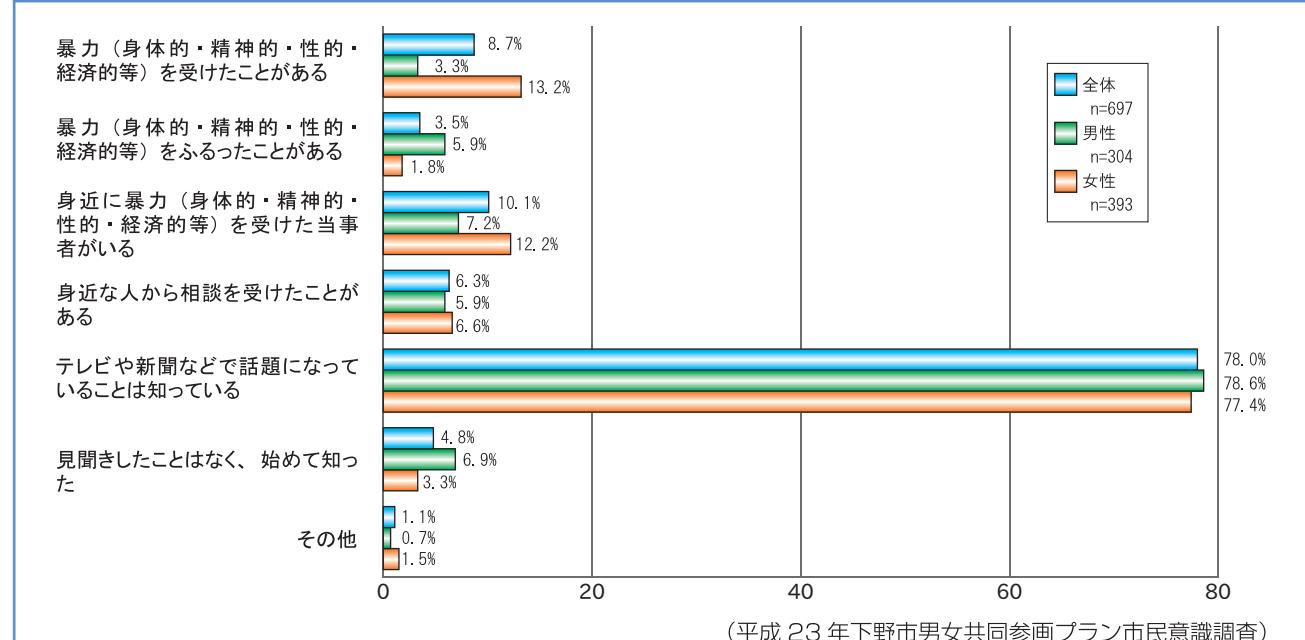
用語の定義

本計画で表記する「配偶者等」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」に加え、恋人など親密な関係にある（またはあった）パートナーも含まれます。

「配偶者等からの暴力」は、配偶者等からの身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、精神的暴力（人格を否定するような暴言等）、性的暴力（嫌がっているのに性行為を強要する等）などの形態があります。

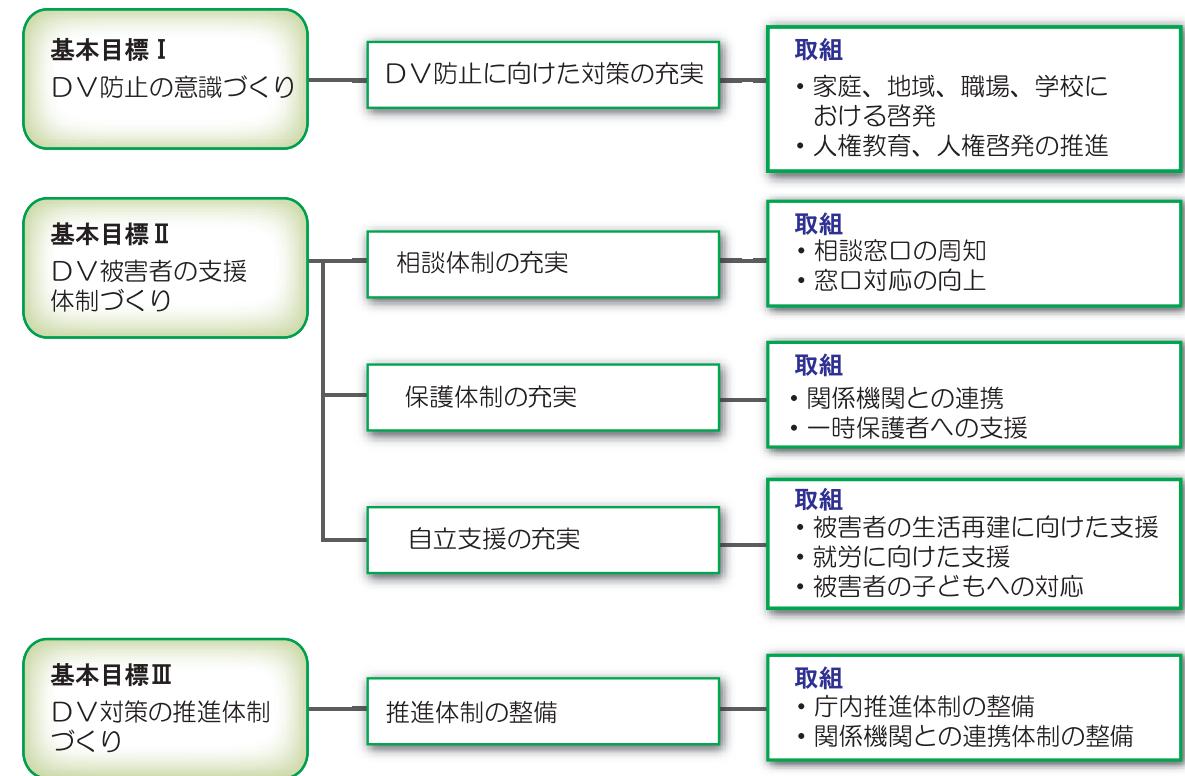
配偶者等からの暴力に関する現状

市が行った市民意識調査では、DVを受けたことがある人の割合は、全体の8.7%、身近に暴力を受けた当事者がいると答えた人の割合は全体の10.1%となっています。



計画の体系

計画を推進するため、3つの基本目標を掲げて施策を実施していきます。



下野市における被害者支援

- 相談・助言
- 緊急時における被害者の安全確保支援
- 一時保護施設への同行、助言
- 保護命令申立等の法的手続における助言、支援
- 自立支援・保護命令利用・シェルター等についての情報提供、関係機関との連絡調整
- 被害者の生活再建に向けた支援～日常生活・就労・住居・各種手続等の情報提供～
 - ・生活保護への対応・児童扶養手当の認定・母子家庭等就業・自立支援センターとの連携による支援
 - ・ハローワークとの連携による支援・母子生活支援施設やステップハウス（※）への入所
 - ・自立支援のための各種情報提供（住居・各種手続）・心のケア
- 被害者の子どもへの対応
保育園・幼稚園への入園、学校への対応等

※ステップハウス
一時保護後に自立できるまでの中間的施設

一緒に考えてくれる人がいます。

DV相談機関・窓口	電話番号	相談日時
とちぎ男女共同参画センター相談ルーム (栃木県配偶者暴力相談支援センター)	(028) 665-8720	電話(月曜日～金曜日) 9:00～20:00 土曜日・日曜日 9:00～16:00 面接 火曜日～日曜日 9:00～16:00 面接相談は要電話予約 祝日、年末年始は休み
栃木県警察本部 県民相談室	(028) 627-9110 #9110	毎日24時間
女性の人権ホットライン(法務局)	(0570) 070-810	月曜日～金曜日 8:30～17:15
下野市DVホットライン(児童福祉課内)	(0285) 52-1168	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 祝日、年末年始は休み
ウイメンズハウスとちぎ(認定NPO法人)	(028) 621-9993	月曜日～金曜日 9:00～17:00
サバイバルネットライフ(認定NPO法人)	(0285) 24-5192	月曜日～金曜日 10:00～16:00